

## BizVision PLUS Public ライト、プロ約款

株式会社シーイーシー(以下「当社」といいます)は、BizVision PLUS Public ライト、プロ約款(以下「本約款」といいます)に基づいて、BizVision PLUS Public ライト、プロ(以下「本サービス」といいます)を提供いたします。本約款は本サービスの利用者(以下「利用者」といいます)に適用されます。

### 第1条(適用)

1. 本約款は、本サービスの利用に関し、利用者に適用されるものとします。
2. 当社は、本サービスに関し、基本サービス、及びオプションサービスごとに個別の特約を定める場合があります。当該特約は本約款の一部を構成するものとします。本約款と当該特約の定めが異なる場合には、当該特約が優先するものとします。

### 第2条(約款の変更)

当社は、利用者への事前の連絡をもって本約款を変更できるものとします。この場合には、料金その他の提供条件等は変更後の約款によります。

### 第3条(通知)

1. 当社から利用者への通知は、当社ホームページ上での掲載、または、電子メール、書面の郵送等、当社が適当と判断する方法により行うものとします。
2. 前項の通知は、当社が当該通知の内容をホームページ上に掲載した時点、または、電子メール及び書面等が当社より発送された時点より効力を生じるものとします。

### 第4条(本サービスのご利用)

本サービスは、本約款に合意された利用者によりご利用することができるものとします。

### 第5条(ご利用の開始)

1. 利用者に対する本サービスは、利用者の注文書及び申込書による申込みに対して、当社が承諾することにより開始されるものとします。
2. 本サービスの利用は、当社が本サービスの提供開始日、申込内容を記載した基本情報通知書に必要なユーザIDとパスワードを当社所定の方法で通知することにより可能となります。
3. 当社は、利用者が以下の各号のいずれかに該当する場合には、利用の申込を承諾しないことがあります。また、当社は、利用開始後であっても、利用者が第20条第1項または第25条第1項の各号に該当することが判明した場合には、直ちに本サービスの提供を中止することができるものとします。
  - (1) 利用申込時に虚偽の事実を申告したとき
  - (2) 利用料金の支払が困難であることを示す事実が判明したとき

(3) 過去に不正利用等によりご利用を停止されていたことが判明したとき

(4) 当社の業務の遂行上または技術上支障があるとき

4. 新規で本サービスの利用を開始時する場合は、最低 1 年間、ご利用を継続するものとします。

#### 第 6 条（登録事項の変更）

1. 利用者は、その名称、住所、所在地その他の登録事項に変更が生じた場合には、すみやかに当社所定の方法によりご通知ください。

2. 注文書に記載された内容と異なる OS、リソースを使用する場合、すみやかに当社所定の方法によりご通知ください。

#### 第 7 条（ユーザ ID 及びパスワードの管理）

1. 利用者は、利用手続後に付与される、ユーザ ID 及びパスワードの管理責任を負うものとします。

2. 利用者は、ユーザ ID 及びパスワードを第三者に利用、貸与、譲渡、名義変更、売買、質入等をしてはならないものとします。

3. ユーザ ID 及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は利用者が負うものとし、当社は一切責任を負いません。

4. 利用者は、ユーザ ID 及びパスワードの盗難、失念や第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちに当社にその旨連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。

5. 利用者は、定期的にパスワードを変更する義務があるものとし、その義務を怠ったことにより利用者または第三者に発生した損害に関して、当社は一切責任を負わないものとします。

#### 第 8 条（権利譲渡の禁止）

利用者は、本サービスの提供を受ける権利を譲渡することができません。

#### 第 9 条（サービス利用の解約）

利用者は、書面にて当社に通知することにより解約できるものとします。なお、解約の効力は当社がその通知を受領し、10 営業日後に解約手続きを行い、解約手続き完了時を解約日とします。

#### 第 10 条（本サービスの種類及び内容等）

1. 本サービスの種類及びその内容は、基本サービスとオプションサービスにより構成されます。

2. 当社は、事由の如何を問わず、利用者に事前の通知をすることなく、本サービスの内容の一部または全部の変更、追加及び廃止をすることができます。

#### 第 11 条（利用料金の適用）

本サービス利用料金は、以下の料金から構成されます。

(1) 初期費用及び月額費用

## (2) オプションサービスの利用料金

### 第 12 条（消費税等相当額の取扱い）

1. 利用者は、本サービスの提供にかかる消費税等相当額を負担するものとします。
2. 当社は、消費税等相当額の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

### 第 13 条（利用料金の支払）

1. 利用者は、別段の定めがない限り、初期費用の料金及び消費税相当額を利用開始時（当社所定の機器において本サービスの利用申し込みが成立した時点）に、注文書の定めに従い利用料金及び消費税相当額を振込むものとします。
2. 前項の規定において、利用者が料金を支払う際に要する費用は、利用者の負担とします。
3. 当社は、本サービス利用の終了、サービス利用資格の取消、利用者資格の取消、その他事由の如何を問わず、既に支払われた利用料金を、一切払戻し致しません。

### 第 14 条（SLA）

1. 本サービスの月次稼働率は、99.99%を保証します。なお、月次稼働率の計算方法は、「 $\text{月次稼働率} = (\text{月次稼働時間} - \text{ダウンタイム}) \div \text{月次稼働時間} \times 100$ 」とします。
2. 本サービスにおけるダウンタイムは、自網内におけるクラウドサービス構成機器（冗長構成）にて、両系ともに機能不全となった時間とします。また、機能不全となった時間とは、当社が確認（当社監視システムにて検知した情報）した、ICMP 不通～疎通再開までの時間を指します。（1 分未満のダウンタイムは切り捨て）
3. 以下の各号の一に該当する場合は、ダウンタイムは対象外とします。
  - (1)他社網のダウンタイム
  - (2)事前告知（一週間前）によるメンテナンスに伴うクラウドサービス構成機器停止時
  - (3)冗長切り替え時（主系→待機系）
  - (4)外部、または弊社が運用主体ではないホストからの攻撃、妨害、その他不可抗力によるサービス中断
  - (5)サーバーにインストールされているドライバーまたは OS 上の不具合
4. 本サービスの月額稼働率を保証できなかった場合、障害復旧日から 30 日以内に、お客様から申請いただければ、翌々月の請求分で 10%減額致します。なお、減額に際して、減額金額相当額の千円未満の端数は四捨五入します。

### 第 15 条（遅延利息）

1. 利用者は、本サービスの利用料金（遅延利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお当社に対して支払がなされない場合には、支払期日の翌日から起算して支払の日の前日までの日数について、支払遅延金額に対し年 6%の割合で算出した額を延滞利息として当社に指定する期日までに

支払うものとします。

2. 当社は、前項の計算結果に1円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てます。

#### 第 16 条（当社の保証）

1. 当社は、注文書に定める範囲で、機能することを保証します。
2. 本サービスのサポート範囲は、注文書に定めるサポート内容のとおりとします。
3. 本条 1 項及び 2 項の範囲を除き、当社は、本サービスの正確性、有効性、本サービスのサポート完全性、正確性、本サービスによるコンテンツの到達可能性、特定目的達成可能性その他上記作動の保証を除く一切の事項についていかなる保証もいたしません。
4. 当社は、利用者の行為については、一切責任を負わないものとし、利用者は、第三者との間で紛争が生じた場合には自己の責任と費用により解決するとともに、当社を免責し、当社に損害を与えた場合には、当該損害を賠償する義務を負うものとします。

#### 第 17 条（推奨ソフトウェア）

1. 当社は、技術的必要性がある場合には、本サービスの利用のために必要または適したソフトウェアを推奨することがあります。この場合、利用者が他のソフトウェアを用いたときは、当社は、当社が提供する本サービスについて一切責任を負いません。
2. 推奨ソフトウェアの採否は利用者の責任において行うものとし、当社は、当社の推奨について責任を負わないものとする。

#### 第 18 条（データ領域に関する責任）

1. 利用者は本サービスで提供されるデータ領域でなされた行為について、自己のなした行為であるか第三者がなした行為であるかを問わず、一切の責任を負うものとします。ただし、当該行為が当社の責めに起因する場合はこの限りではありません。
2. 利用者は、前項のデータ領域に関する紛争等は自己の責任において解決するものとし、当社またはその他の第三者に迷惑を掛け、あるいは何らかの損害等も与えないこととします。
3. 当社は、第 9 条（サービス利用の解約）に定める解除があった場合、解除日をもって本サービスで利用したデータの削除を行うものとし、当該行為における利用者が被る被害等について一切の責任を負わないものとします。

#### 第 19 条（アクセスの同意）

利用者は、当社または当社の指定する者が、本サービスのサービスレベル維持の確認、ご利用状況確認、データ保護のため、利用者のデータ領域に必要最小限のアクセスをすることに同意するものとします。

#### 第 20 条（解約及びサービス提供の中断）

1. 利用者が以下の各号のいずれかに該当する場合、当社は、事前に催告することなく、直ちに利用

資格を取消すことができ、サービス利用の解約を行うものとします。

- (1) 第 25 条(禁止事項)の行為を行ったとき
- (2) 当社への申告、届出内容に虚偽があったとき
- (3) 利用料金の支払債務の履行遅延または不履行があったとき
- (4) 本約款に違反したとき
- (5) その他、利用者として不適切と当社が判断したとき
- (6) 仮差押、差押、競売、破産、民事再生法手続き開始、会社更生法手続き開始、特別清算開始の申し立てがあったとき
- (7) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- (8) 公租公課の滞留処分を受けたとき手形・小切手が不渡りまたは破産申し立て等の事由により債務の履行が困難になったとき
- (9) 利用者が反社会的勢力と判明したとき

2. 利用者は、前項の規定によりサービス利用の解約がされた場合、残存債務の全額を直ちに支払うものとします。なお当社は、既に支払われた利用料金を、一切払い戻し致しません。

3. 当社は、天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがある場合には、サービス提供の一部または全部を中断することがあります。

#### 第 21 条 (サービス提供の停止)

1. 当社は、次の場合には、サービス提供の一部または全部を停止することがあります。

- (1) システムの保守を定期的にもしくは緊急に行う場合
- (2) システム用設備の保守上または工事上やむを得ない場合
- (3) システム用の電気通信設備の障害その他やむを得ない事由が生じた場合
- (4) 本サービスの運用の一部または全部を停止することが望ましいと判断した場合
- (5) 不正アクセス、クラッキング、アタック等の行為があった場合、または、これらの行為が行われていると疑われると判断した場合

2. 当社は、前項に基づく本サービスの提供の停止によって生じた利用者及び第三者の損害については一切責任を負いません。

3. 当社は、第 1 項の規定により本サービスの利用を停止するときは、基本的に 2 週間前より、あらかじめ、サービスホームページ上でその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### 第 22 条 (サービス提供の中止)

1. 当社は、サーバソフト及びクライアントソフトの供給及びサポートがされなくなった場合、サービス提供の一部または全部を中止することがあります。

2. 当社は、前項に基づく本サービスの提供の中止によって生じた利用者及び第三者の損害については一切責任を負いません。

3. 当社は、利用者に対し、利用期間中であっても、3か月前に書面またはサービスホームページ上による通知をした上、サービス提供の一部または全部を中止させることができます。

#### 第23条（通信利用の制限）

1. 当社は、電気通信事業法第8条に基づき、公共の利益のため、非常における緊急を要する重要通信を内容とするサービスを確保するため、利用者に事前に通知することなく本サービスの提供の一部または全部を中止する措置をとることがあります。

2. 当社は、前項に基づく本サービスの提供の中止によって生じた利用者及び第三者の損害については一切責任を負いません。

#### 第24条（本サービスの利用）

1. 利用者は、本約款、別に定める特約及びその他当社が随時通知する内容に従い、本サービスを利用するものとします。

2. 利用者は、本サービスを通じて発信する情報につき一切の責任を負うものとし、当社に何らの迷惑または損害を与えないものとします。

3. 利用者は、本サービスを使用して受信し、または送信する情報については、本システムの故障による消失を防止するための措置をとるものとします。

#### 第25条（禁止事項）

利用者は、本サービスの利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。万一、当社が該当する行為を発見した場合には、当社は利用者へ通知致すものとします。利用者は、通知から24時間以内にコンテンツの削除あるいは当該行為を中止するものとし、当該指摘事項が是正されない場合、当社は本サービスの提供を中止できるものとします。ただし、緊急性がある場合には、この限りではないものとします。

(1) 第三者または当社の著作権、商標権等の知的財産権、プライバシーまたは肖像権、その他権利を侵害する行為

(2) 第三者または当社への誹謗、中傷または名誉もしくは信用をき損する行為

(3) 第三者または当社への詐欺、または脅迫行為

(4) 第三者または当社に不利益を与える行為

(5) 無差別または大量に受信者の意思に反してメール等を送信する行為

(6) 本人の同意を得ることなく、第三者が嫌悪感を抱くメール等を送信する行為

(7) わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待にあたる画像、文書等を送信または掲載する行為

(8) 未成年者に対して閲覧させるにふさわしくない画像、データ等を送信もしくは表示する行為または収録した媒体その他成人向けの商品等を販売もしくは配布する行為

(9) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設しまたはこれを勧誘する行為

(10) 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段(いわゆるフィッシング及びこれに類する手段

を含みます。)により第三者の個人情報を取得する行為

(11)第三者になりすまして本サービスを利用する行為(偽装をするためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含みます。)

(12)有害なコンピュータプログラム等を送信または第三者が受信可能な状態のまま放置する行為

(13)第三者もしくは当社の設備、当社の業務の運営または第三者による本サービスの利用に支障を与える行為

(14)法令に違反する行為または公序良俗に反する行為(暴力、売春、残虐、冒瀆的な行為・発言等)

(15)全各号のいずれかに該当する行為が見られる情報またはデータ等の入手をリンクする等の手段によって容易にさせ、その行為を助長する行為

(16)他の利用者の統計的な平均利用を著しく上回る大量の通信量を継続して発生させ、当社あるいは第三者のネットワークに過大な負荷を与える行為

(17) 本サービスの運営を妨げる行為

(18) その他当社が不相当と判断した場合

#### 第 26 条 (設備等の準備)

利用者は、本サービスを利用するために必要な準備を、自己の費用と責任において行うものとします。

#### 第 27 条 (利用者データや利用者のコンテンツ削除)

1. 当社または当社が指定した者は、以下の事項に該当すると判断した場合、利用者の連絡先担当者に通知するとともに

に、本サービスの提供を中止できるものとするものとします。

(1) 第 25 条(禁止事項)各号の禁止行為を行った場合

(2) 本サービスの保守管理上必要であると当社が判断した場合

(3) 登録、提供された情報または文章等の容量が注文書に定められた記録容量を超過した場合

(4) 利用者より削除依頼があった場合

(5) その他、当社が削除の必要があると判断した場合

2. 前項の規定にも拘らず、当社または当社が指定した者は、情報の削除義務を負うものではありません。

3. 当社もしくは当社が指定した者は、本条の規定に従い情報を削除したこと、または情報を削除しなかったことにより利用者もしくは第三者に発生した損害について、一切責任を負いません。

#### 第 28 条 (免責事項)

当社は、本サービスの運営にあたり免責事項を次の通り定めます。

(1) 本サービスの確実性、情報の正確性、安全性の放棄

当社は、本約款に同意された利用者が本サービスにアクセスすることを許諾していますが、本サービスの内容や確実な提供、アクセス結果、セキュリティ等について一切保証しておりません。

(2) 本サービス利用はユーザの責任

当社は、本サービスの内容、及び利用者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等いかなる保証も行いません。また当社は、本サービスの提供、遅滞、変更、中止もしくは廃止、本サービスを通じて登録、提供される情報等の流失もしくは消失等、またはその他本サービスに関連して発生した利用者の損害について本約款にて明示的に定める以外一切責任を負いません。

(3) 利用者データ及びコンテンツ削除の責任

当社が、第 27 条 1 項により利用者のサービスを停止した際に、利用者に損失や損害が発生しても、当社は一切責任を負いません。

(4) データの保証

当社は、データ保護の仕組みを二重三重に用意しておりますが、万一の場合は、利用者のデータを喪失する可能性があるため、お預かりした利用者の全データを保証いたしません。

## 第 29 条（損害賠償）

1. 当社の責に帰すべき事由により利用者が本サービスを全く利用できない（本約款第 23 条（通信利用の制限）または第 21 条（サービス提供の停止）並びに第 22 条（サービス提供の中止）の定めに従って本サービスの提供を中止する場合を含まない。以下「利用不能」といいます）ために利用者に損害が発生した場合、利用者が利用不能となったことを当社が知った時刻から起算して 24 時間以上利用不能の状態が継続したときに限り、月額の利用料金（基本サービスの利用料金またはオプションサービスの利用料金）の 30 分の 1 に利用不能日数を乗じて算出した額を賠償の限度として利用者に現実に発生した通常かつ直接の損害の金銭賠償請求に応じるものとします。

2. 当社は、本約款に明示的に定める場合を除き、当社の責に帰すべからざる事由から利用者に生じた損害、当社の予見の有無に拘らず、特別の事情から生じた損害、逸失利益、及び第三者からの損害賠償請求に基づく利用者の損害その他の損害については責任を負わないものとします。

3. 第一種電気通信事業者または他の電気通信事業者の責に帰すべき事由により、利用者が損害を被り、当社に損害賠償請求した場合は、当社は、かかる事由により当該第一種電気通信事業者または他の電気通信事業者から当社が受領した当該請求に関する損害賠償額を限度としてかかる損害賠償請求に応じるものとします。

4. 天災、戦争等の不可抗力により、本サービスを提供できなかったときは、当社は一切その責を負わないものとします。

5. 当社は、事由の如何に拘らず、利用者が本サービス用設備のファイルに書き込んだ情報の消滅したことに起因して当該利用者に損害が生じたとしても、一切責任を負わないものとします。

6. 利用者が本サービスの利用に関連して、当社または第三者に損害を及ぼした場合、利用者は、当社または当該第三者に対し、かかる損害を賠償するものとします。

7. 利用者は、本サービスの利用に関連し、利用者または第三者に対して損害を与えたものとして、利用者または第三者から何らの請求がなされ、または訴訟が提起された場合、当該利用者は、自らの費用と責任において当該請求または訴訟を解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
8. 前項の他、本サービスの利用に関連して、利用者が不利益を被った場合、当該利用者が、自らの費用と責任において、これを解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。

### 第 30 条（秘密保持）

当社は、本サービスの提供に関して知り得た利用者の秘密情報を第三者に漏洩しないものとします。ただし、開示の時点で既に公知の場合、または開示後受領した当社の責によらずして公知となった場合、開示の時点で当社が既に保有している場合、当社が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した場合、開示された秘密情報によらずして当社が独自に開発した場合、裁判所の発する令状に基づいて行われる捜査機関への情報の開示また捜査機関による通信の傍受の場合はこの限りではないものとします。なお、開示の時点で既に公知の場合、または開示後受領した当社の責によらずして公知となった場合、開示の時点で当社が既に保有している場合、当社が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した場合等の除外事項については、第 31 条の個人情報には適用されないものとします。

### 第 31 条（プライバシーポリシー）

1. 当社は、個人情報に関する法令及びその他の規範を遵守し、利用者大切な個人情報の保護に万全を尽くします。
2. 当社は、ご提供いただいた個人情報については、以下の目的の範囲内で適正に取扱います。
  - (1) ご本人確認
  - (2) ご利用サービス・料金の条件変更及びご利用料金の請求
  - (3) ご利用サービスの停止・中止・解除の通知、その他当社サービスに関わること
  - (4) 電話、電子メール、郵送等の各種通信媒体により、当社サービスに関するアンケート調査等を行うこと
  - (5) 当社サービスの改善または新サービスの開発を行うこと
  - (6) 当社サービスのご相談、問い合わせに対し返答することなお、サービス・アンケート等により、個別に利用目的を定める場合があります。
3. 当社が保有する個人情報について、開示、訂正、削除等のご請求を頂いた場合、ご本人であることの確認をさせて頂いた上で、遅滞なく対応致します。
4. 当社または当社が指定した者が契約審査、保証審査及び利用者の資格審査を行うに際して、当社または当社が指定した者が加盟する信用情報機関及び当該信用情報機関と提携する信用情報機関に、利用者及び利用希望者の信用情報が登録されている場合には、当社または当社が指定した

者がこれを利用することに利用者は同意するものとします。

5. 本サービスにより発生した客観的な取引事実に基づく信用情報及び契約申込の事実を、当社または当社が指定した者が加盟する信用情報機関に7年を超えない期間登録され、当該信用情報期間の加盟会員、当該信用情報機関と提携する信用情報機関の加盟会員が、自己の取引上の判断のために利用することに利用者は同意するものとします。

6. 当社は、第2項、第3項及び第4項の他、次の各号の場合を除き、個人が識別可能な状態で第三者に個人情報の提供は行いません。

(1) 利用者等の同意が得られた場合

(2) 法令等に基づき、裁判所・警察機関等の公的な機関から開示が求められた場合

なお、利用者が利用者の個人情報の開示等をご希望される場合は、以下の当社窓口まで、ご連絡お願いいたします。

<個人情報保護に関するお問い合わせ(送付先)>

株式会社シーイーシー 個人情報お問い合わせ担当窓口

〒150-0022

東京都渋谷区恵比寿南 1-5-5 JR 恵比寿ビル 8F

TEL : 03-5789-2441 FAX : 03-5789-2581

#### 第32条 (分離性)

本約款のいずれかの条項が無効とされた場合であっても、本約款の他の条項は、継続して完全な効力を有するものとします。

#### 第33条 (準拠法)

本約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

#### 第34条 (管轄裁判所)

1. 本サービスに関連して利用者当社との間で問題が生じた場合、または本約款に定めのない事項については、利用者当社で誠意をもって協議し解決するものとします。

2. 協議による解決を図ることができない場合、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とします。

#### 附則

本約款は2013年12月1日から有効とします。

以上